

平成 29 年度 南海トラフ巨大地震の発生に伴う災害廃棄物処理検討会(第1回) 会議要旨

平成 29 年 7 月 24 日(月) 14:30~16:30
高知城ホール2階 中会議室「せんだん」

1 出席

- (1) 委員 5 名
- (2) オブザーバー 5 名
- (3) 事務局 10 名(林業振興・環境部 森下副部長、萩野環境対策課長、他 8 名)

2 座長選出

- ・藤原拓委員を座長に選出(委員互選)

3 報告事項

- (1) 災害時の広域ブロックの設定について
- (2) 市町村からの事務委託等想定業務について
- (3) 平成 28 年度の活動実績について

【事務局】

- ・本年度に検討を行う「広域ブロック別の災害廃棄物の処理方策」や「高知県行動マニュアル(アクションカード付き)」の前提条件となる(1)、(2)について、事前に市町村へ意見を照会しており、その結果を報告するとともに平成 28 年度の活動実績を報告した。

4 議事

- (1) 平成 29 年度の活動計画、スケジュールについて

【事務局】

- ・本年度における本検討会等の活動計画、スケジュールを説明。

【主な意見等】

- ・特になし

【結論】

- ・提案した活動計画、スケジュールに基づき作業を進めていく。

- (2) 市町村行動マニュアル(アクションカード付き)を活用した訓練の実施計画等の検討について

【事務局】

- ・市町村行動マニュアル(アクションカード付き)を活用した訓練の実施計画等として、訓練の概要、訓練の流れ、訓練の設定条件及び当該マニュアルの検証方法を提案。

【主な意見等】

- ・「市町村行動マニュアルの検証」において、付与する条件により必要となるアクションは変わってくるため、アクションを追加する方法で見直しを進めてもらいたい。
- ・「仮設トイレの設置、維持管理、撤去」の業務フローについて、役割が限定的になり、ごみ、し尿担当の出番が非常に多いことから、1 回目も 2 回目も「一次仮置場の設置、運営管理」をテーマとして訓練を行ってはどうか。
- ・同じテーマで 1 回目と 2 回目の訓練を実施する場合は、状況付与の内容を変更してはどうか。
- ・協定締結団体のほか、一部事務組合にも訓練に参加してもらおうよう検討してほしい。
- ・市町村班について、市町村の実情を考慮し、1 班 10 名編成だけでなく小規模の班の編成を検討してはどうか。

- ・計画策定や仮置場の候補地リストの作成等の自治体が事前に準備すべき項目を整理し、市町村にフィードバックしてもらいたい。
- ・県職員を市町村班に1人ずつ配置し、県班とのパイプ役を担ってもらうことを検討してはどうか。

【結論】

- ・上記の意見等を踏まえ、訓練の実施方法を再検討し、実施計画書等を作成する。
- ・班の中での役割は、参加者の役職や業務経験等も考慮して県で割り振りを行う。
- ・いずれは各市町村がアクションカードを使った訓練を行ってもらうことを目指し、各市町村の実態に合ったものへの見直しに役立てるよう対応していく。
- ・県と委託業者が対応する市町村の災害対策本部は標準的な市町村の体制を設定する。
- ・1回目の訓練は平成29年9月15日(金)に実施、2回目の訓練は11月の実施に向けて2カ月前に日程を調整する。

(3) 災害廃棄物処理に係る県の対応事項、災害廃棄物処理チームの処理体制と役割、県の業務の検討について

【事務局】

- ・高知県行動マニュアル(アクションカード付き)の作成に係る作業フロー、情報収集や市町村支援等の災害廃棄物処理に係る県の対応事項、県の災害廃棄物処理チームの処理体制と役割及び県が実施すべき業務を提案。

【主な意見等】

- ・二次仮置場と仮設焼却炉の項目は一つとするべきではないか。
- ・自治体へのアンケート結果から庁内での更なる連携が必要ではないかとの印象を受けており、財務部局や防災部局、ボランティアセンターや社会福祉協議会等の団体も関係者として想定してはどうか。
- ・発生時には初動時の情報収集が重要であり、マニュアルに組み込むよう検討してほしい。
- ・遺体対応は県食品・衛生課、廃棄物は県環境対策課というように発災時には県の複数の課と市町村の一つの課が調整しなければならず、連絡調整が難航するのではないか。

【結論】

- ・上記の意見等を踏まえ、マニュアルの構成の検討や業務フローの作成等を行う。
- ・市町村災害対策本部と県災害対策本部の情報伝達を一元化する必要がある。

(4) 広域ブロック別の処理可能量の整理、共通処理方針案の検討について

【事務局】

- ・広域ブロック別の災害廃棄物の処理方策の検討に係る作業フロー、処理可能量等のこれまでの検討結果を整理するとともに、処理方策を検討するにあたり必要となる市町村間・広域ブロック間の共通処理方針案を提案。

【主な意見等】

- ・「広域ブロック」について、環境省の「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」では、全国のブロック割を「地域ブロック」、各都道府県の中の区域割を「自区地域ブロック」と表現しており、当該行動指針を参考に表現を再検討してもらいたい。
- ・共通処理方針について、東日本大震災で対応した経験上、各処分場の受入基準や要求品質、前処理の方法については、事前にしっかりと整理しておくべき項目であると考え。
- ・事前準備として設備強化等を進める既存施設への優遇措置等も必要ではないかと考える。
- ・事前のルール作りも重要ではあるが、発災時はいかに被害が甚大な地域の処理への優先順位をつけるかが重要であり、行政にとって難しい判断となる。

【結論】

- ・上記の意見等を踏まえ、共通処理方針とともに広域ブロック別の処理方策を検討していく。
- ・二次仮置場の設置場所は、市町村もしくは広域ブロック内で協議、決定してもらうこととし、難航する場合には県が調整することを想定する。なお、共通処理方針の項目の一つとして、市町村に意見を聞きながら検討していく。
- ・各施設の受入基準や受入品質等の情報が不足している場合は再度確認し、整理していく。
- ・セメント工場における受入可能量や受入基準等の調整を進めていく。
- ・「二次仮置場設置市町村の優遇措置」の表現を見直す。
- ・仮設焼却炉の設置者は市町村と県の両方を想定し、仮設焼却炉の設置と県外広域処理は同時並行で検討していくものとして整理する。

5 その他

第2回検討会の開催日程について

- ・全体調整の結果、第2回検討会は平成 29 年 10 月 17 日の 15 時～17 時に開催することとなった。